

令和 5 年度(市単)第 9 号

事業名 :

件名 : 名張市都市公園内遊戯施設保守点検業務委託

仕 様 書

事業主体 名張市

施行主体 名張市

設 計 概 要 書

施行場所 名張市 鴻之台ほか 地内

設計金額 一 金 円

(内消費税 円)

履行期限 日間

(令和6年3月15日 迄)

事業量 市内143公園 (年1回)

概要 (摘要)

単体遊具 375基

複合遊具 26基

一般公園施設 284基

特記仕様書

1. 目的

本業務の目的は、名張市が管理する都市公園等の遊具について、適正な維持管理を行い、利用者が安全に利用できることを目的に点検を行うものである。

2. 点検公園及び施設

点検を行う公園は別紙のとおりとする。

3. 技術者の配置

受注者は、本業務契約にあたり「管理技術者」及び「担当技術者」を配置し、書面により報告しなければならない。但し「管理技術者」と「担当技術者」の兼務はできない。

(1) 「管理技術者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に発注者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。なお、管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士でなければならない。

(2) 「担当技術者」とは、管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

なお、担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士または公園施設製品安全管理士でなければならない。

4. 点検方法

上記3に定める技術者により、下記の業務内容に基づき点検を実施し、総合判定を行う。現場の点検については、担当技術者が行い、その点検結果の取りまとめ及び総合判定は管理技術者が行うものとする。本業務の契約締結後、協議・打合せ等は、監督員が承認した場合を除き、全て管理技術者で行うものとする。

5. 業務内容

(1) 点検調査報告書について

遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S : 2014 ((一社)日本公園施設業協会)に基づき遊具点検を実施し、点検調査報告書を作成する。

ア. 機能・安全性に関する総合判定

公園遊具点検実施規準及び遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S : 2014 における判定基準により総合判定を行う。専門技術者は「劣化診断」による劣化判定を行う。また、総合判定により公園ごとに修繕の緊急性を順位付けし、修繕方法等について提案し、修繕計画を作成する。

イ. 提案事項・点検時処置

総合判定は処置前の点検時のものを記入するが、点検時に処置を行った場合はその時点での状態を判定する。修繕の提案については、処置後に判定 A を想定して行う。修繕を行うよりも撤去が望ましい場合は、その理由を明記する。

ウ. 塗装状態

塗装状態の判定（A：再塗装の必要がない B：部分的に塗装が必要 C：全体的に塗装が必要）は別に行う。

エ. 点検項目他

個々の遊具点検表の点検項目を基本とするが、上述(1)の総合判定に必要とされる項目は現場状況に応じ追加し、全て記録すること。また、点検表で実施できなかった項目については全て斜線を入れること。点検様式に記入しきれない場合は、これらの様式に準じて新たに様式を作成すること。点検結果に基づき公園ごとに全体の所感、今後の維持管理に対する考察等をまとめ報告書として提出すること。

(2) 点検作業内容等について

ア. 点検前に現状の遊具の全景写真を撮影すること。点検項目により点検箇所の近景を撮影すること。点検遊具の簡易な配置図を作成すること。

イ. 設置面を目視にて確認、危険性のあるものは取り除く。処分等に費用がかかるものについては別途協議する。

ウ. 遊具の木材部、鋼材部、金具類（接続部を含む）の腐食に関しては、目視、触診で基本的には判断する。ただし、鋼材部など現場状況に応じ、必要とされる場合は肉厚等の測定を実施すること。木材部は地際、表面の腐食はもとより、内部の腐食も留意、想定し慎重に判断すること。

エ. ぐらつき、木材部のササクレについては、目視、触診にて確認する。

オ. ボルト接合部に関しては、レンチにて確認する。点検中にゆるみがあった場合は増締めを行う。

カ. 木製遊具に関しては、プラキャップや埋木等でボルトやナットを隠してある場合は、それらはずして点検すること。

キ. ボルト類が抜け落ちている場合、その他の状況で損失している場合は、別途協議すること。

ク. ブランコ等の動作主用部分は、正常に働いているか、耐久性に問題がないか注意して確認すること。結果について、備考欄等に必ず記入すること。

ケ. 点検中に危険性、緊急性の高いものを発見した時は、即時監督員に連絡し、使用禁止等の安全処置を行うこと。点検調査報告書に処置内容について記入すること。

コ. 遊具本体を単体としてとらえるのではなく、他の遊具との関連、安全領域、利用者の動線も検討し点検すること。

サ. 点検の結果、機能・安全性に関する判定の評価については業務完成報告日よりおおむね1年を想定している。点検結果に基づき必要な措置をとったにもかかわらず、上記の期間内に通常の利用状態において、利用者の身体や財物に損害を与えた場合、その責は点検業者が負うこととする。よって点検については、慎重に、十分責任を持って行うこと。

(3) 打合せについて

打合せについては、当初、成果品納入時の2回とする。また、必要に応じ随時打合せを行うものとする。打合せを行った時は打合せ記録簿を作成し、提出すること。

6. 点検報告書の提出

報告書1部と電子データ(CD-R等)を維持管理室に提出すること。

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	代価番号	適用
業務委託費									
	単体遊具(A)-2			基	169				
	単体遊具(B)-2			基	176				
	単体遊具(C)-2			基	30				
	複合遊具(小)-2			基	24				
	複合遊具(中)-2			基	2				
	複合遊具(大)-2			基					
	一般公園施設(a)			基	191				
	一般公園施設(b)			基	2				
	一般公園施設(c)			基	89				
	一般公園施設(d)			基	2				
	一般公園施設(e)			m					
	打合せ			式	1				
	業務原価計								
	一般管理費	35%							
	委託価格								
	消費税	10%		式	1				
	委託費								

歩掛り及び単価（労務費）は、「遊具等の定期点検業務標準積算基準（(一社)日本公園施設業協会）令和5年度版」を使用

単体遊具 (A) -2

劣化点検

25基当り

1号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.52			
公園施設製品整備技士		人	0.98			
技術員		人	1.30			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

単体遊具 (B) -2

劣化点検

25基当り

2号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.55			
公園施設製品整備技士		人	1.20			
技術員		人	1.60			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

単体遊具 (C) -2

劣化点検

25基当り

3号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.70			
公園施設製品整備技士		人	1.50			
技術員		人	2.00			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

複合遊具（小）-2

劣化点検

5基当り

4号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.75			
公園施設製品整備技士		人	1.20			
技術員		人	1.65			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

複合遊具（中）-2

劣化点検

3基当り

5号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.75			
公園施設製品整備技士		人	1.20			
技術員		人	1.65			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

複合遊具（大）-2

劣化点検

1基当り

6号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.30			
公園施設製品整備技士		人	0.65			
技術員		人	0.65			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

一般公園施設 (a)

劣化点検

50基当り

7号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.24			
公園施設製品整備技士		人	0.45			
技術員		人	0.60			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

一般公園施設 (b)

劣化点検

50基当り

8号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.42			
公園施設製品整備技士		人	0.93			
技術員		人	1.24			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

一般公園施設 (c)

劣化点検

5基当り

9号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.24			
公園施設製品整備技士		人	0.45			
技術員		人	0.60			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

一般公園施設（d）

劣化点検

5基当り

10号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.30			
公園施設製品整備技士		人	0.63			
技術員		人	0.84			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1基当り						

一般公園施設 (e)

劣化点検

100m基当り

11号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	0.13			
公園施設製品整備技士		人	0.23			
技術員		人	0.31			
直接人件費						
直接物品費	直接人件費×6%	式	1			
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						
1m当り						

打合せ

一式

12号代価表

名 称	適 用	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
公園施設製品安全管理士		人	1.00			
公園施設製品整備技士		人	1.00			
技術員		人	0			
直接人件費						
直接業務費計						
業務管理費	直接業務費×30%	式	1			
業務原価 計						